

調査基準価格の算定式の改正について

広島高速道路公社建設工事競争入札取扱要綱第37条第2項中及び広島高速道路公社測量・建設コンサルタント等業務競争入札取扱要綱別表（第25条関係）の調査基準価格の算定式を以下のとおり改正しました。

広島高速道路公社建設工事競争入札取扱要綱

第37条第2項中

(現行)

- 2 前項に規定する調査基準価格は、次の算式により得た額とする。ただし、その額が、当該工事の予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合には、当該工事の予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、当該工事の予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合には当該工事の予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。

$$A = (a + b + c + d) \times 108 / 100$$

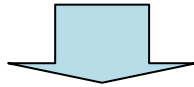
A：当該工事の調査基準価格

a：当該工事の直接工事費 $\times 9.5 / 10$

b：当該工事の共通仮設費 $\times 9 / 10$

c：当該工事の現場管理費相当額 $\times 9 / 10$

d：当該工事の一般管理費等 $\times 5.5 / 10$



(改正後)

- 2 前項に規定する調査基準価格は、次の算式により得た額とする。ただし、その額が、当該工事の予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合には、当該工事の予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、当該工事の予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合には当該工事の予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。

$$A = (a + b + c + d) \times 108 / 100$$

A：当該工事の調査基準価格

a：当該工事の直接工事費 $\times 9.7 / 10$

b：当該工事の共通仮設費 $\times 9 / 10$

c：当該工事の現場管理費相当額 $\times 9 / 10$

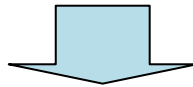
d：当該工事の一般管理費等 $\times 5.5 / 10$

広島高速道路公社測量・建設コンサルタント等業務競争入札取扱要綱

(現行)

別表 (第 25 条関係)

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に <u>10分の4.5</u> を乗じて得た額	—
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に 10分の6 を乗じて得た額	諸経費の額に 10分の6 を乗じて得た額
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10分の9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に <u>10分の4.5</u> を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に 10分の9 を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に 10分の8 を乗じて得た額	諸経費の額に 10分の4.5 を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10分の9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10分の4.5 を乗じて得た額



(改正後)

別表 (第 25 条関係)

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10分の4.8 を乗じて得た額	—
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に 10分の6 を乗じて得た額	諸経費の額に 10分の6 を乗じて得た額
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10分の9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10分の4.8 を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に 10分の9 を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に 10分の8 を乗じて得た額	諸経費の額に 10分の4.5 を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10分の9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10分の4.5 を乗じて得た額

施行期日

平成 29 年 6 月 1 日以降に公告又は指名通知を行う案件から適用します。